

5歳児健康診査推進のための連絡協議会設置要綱

第1 目的

5歳頃は、言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害等、個々の発達の特性が認知されやすい時期である。また、発達障害等については、早期に把握し、適切な支援につなげることが、その後の発達に大きな影響を及ぼす。このため、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項に規定する1歳6か月児及び3歳児への健康診査（以下「健診」と言う。）に加えて、5歳児健診の重要性が指摘されており、国の令和5年度補正予算にて市町村による実施に対する支援事業が創設された。この中では、5歳児健診の実施体制の構築に加え、健診においてこどものへの発達支援のニーズや保護者に対する子育てや就学に向けた相談などがある場合の、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携した地域のフォローアップ体制を充実していくことが求められている。

こうしたことから、本県の5歳児健診をはじめとした乳幼児健診の実施体制や地域のフォローアップ体制の整備を図ることを目的に、本協議会を設置する。

第2 任務

本協議会は、5歳児健診の推進等に係る以下の事項について協議を行う。

- (1) 5歳児健診の実施体制の構築に関すること
- (2) 乳幼児健診における地域のフォローアップ体制の充実に関すること
- (3) その他、乳幼児の健康の保持増進のための保健、医療、福祉、教育が連携した取組に関すること

第3 組織

本協議会は、別表1に掲げる機関の者（以下委員という。）で構成する。

- 2 会長は委員の互選をもって定める。
- 3 委員の任期は、令和9年12月17日までとする。
- 4 第2の内容を協議するため、必要に応じて実務者レベルの部会等を設けることができる。

第4 協議会の開催

本協議会は、必要に応じて開催し、会長が招集し、議長を務める。

- 2 必要に応じて委員以外の者にオブザーバーとして出席を求めることができる。

第5 事務局

本協議会の事務局は、別表2に掲げる関係各課で構成するものとする。

2 本協議会の庶務は、高知県子ども・福祉政策部子育て支援課が行う。

第6 雑則

この要綱に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別途定める。

2 県の取り決めに従い、本協議会に出席した委員に報償費を支払う。

附則

この要綱は、令和7年12月18日から施行する。

別表1（第3 関係）

学識経験者
高知県医師会
児童精神科医師
高知県療育福祉センター
保健衛生行政
小児の保健福祉に携わる専門職
障害児福祉サービス事業所
教育関係

別表2（第5 関係）

子ども・福祉政策部 障害福祉課
子ども・福祉政策部 子育て支援課
高知県教育委員会事務局 幼保支援課
高知県教育委員会事務局 小中学校課
高知県教育委員会事務局 特別支援教育課